

発達障がいとその支援

なるほど!!健康講座

問 甘日市市保健センター

☎②1610

「発達障がい」は、社会性コミュニケーションの発達が弱い
広汎性発達障害（自閉症スペクトラムともいいます）、注意力や行動のコントロールの発達が弱い注意欠陥多動性障害、読む・書く・計算するなどの学習能力に障がいのある学習障がいの人たちの総称です。脳の機能に偏りがあることが原因だということが分かってきています。発達障がいがあると、人とうまく関わらず、自分勝手な行動をとってしまったり、落ち着きがなく、不注意のために失敗を繰り返したり、頑張つても学習が身に付かず、勉強嫌い、努力不足などの誤解を受けたりします。

以前は、障がいとして支援すべき人たちであると思われていてなかつたため、厄介な人、問題児、家庭のしつけが悪いなどの誤解を受け、周囲に認めてもらえないために不登校などの2次的な障がいが生じていることが多くありました。

今でも理解されずに苦しんでいる人たちは少なくありません。

そこで、平成19年に発達障害者支援法が制定され、支援すべき人たちとしての理解が始まりました。支援のスタートは理解することです。特性を理解せずに誤った子育て、誤った教育がなされると、本来生じない問題が生じてくるからです。そのため、支援法では早期に気付くことが重要視され、健診や学校現場でもそのためのシステムが構築されました。

それぞれの地域に発達障害者支援センターが設置され、どのような支援が地域で受けられるのかの相談の場となっていますし、教育現場でも特別支援教育が始まり、それぞれの児童に合わせた教育がなされています。

周囲の人たちすべてがその特性をよく理解し、発達障がいの人たちが困らざるに生活できる社会になる事を望んでいます。

ただし、気付いてみると発達障がいの数はかなり多く、支援システムが充分でないのも現状



佐伯地区医師会
かわむら・りえこ
河村 理英子先生